自己点検票(小規模多機能型居宅介護·介護予防小規模多機能型居宅介護)

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	(1)基本方針【介護】 指定地域密着型サービスに該当する小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにするものとなっているか。	運営基準第62条 基準についての第三 の四の1			
	(2)基本方針【介護予防】 指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護予防小規模多機能型居宅介護の事業は、利用者が可能な限りその居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指しているか。	予防運営基準第43条			
二 人員に関す	1 従業者の員数等 (1) 夜間及び深夜の時間帯は、宿泊サービスの利用者の生活サイクル等に応じて適切に設定しているか。	運営基準第63条第1 項 基準についての第三 の四の2の(1)の② 予防運営基準第44 条第1項			
る基準	(2) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、その利用者の数(前年度の平均値)が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。				
	(3) 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に、常勤換算方法で、訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上配置しているか。				
	(4) 夜間及び深夜の時間帯を通じて、夜間及び深夜の勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を1以上、及び宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を当該宿直勤務に必要な数以上配置しているか。 ※宿泊サービスの利用者のための夜勤職員に加えて配置される宿直職員は、主として登録者からの連絡を受けての訪問サービスに対応するために配置されるものであることから、連絡を受けた後、事業所から登録者宅へ訪問するのと同程度の対応ができるなど、随時の訪問サービスに支障がない体制が整備されているのであれば、必ずしも事業所内で宿直する必要はないものである。	運営基準第63条第1 項及び第5項 基準についての第三 の四の2の(1)の② 予防運営基準第44 条第1項			
	(5) 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上は、常勤であるか。	運営基準第63条第3 項 基準についての第三 の四の2の(1)の② 予防運営基準第44 条第3項			
	(6) 小規模多機能型居宅介護従業者のうち1以上は、看護師又は准看護師であるか。	運営基準第63条第4 項 基準についての第三 の四の2の(1)の② 予防運営基準第44 条第4項			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
二人員	(7) 宿泊サービスの利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して 訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備している時は、夜間及び深夜の時間帯 を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を置 かないことができる。	運営基準第63条第5 項 基準についての第三 の四の2の(1)の② 予防運営基準第44 条第5項			
に関する基準	(8) 事業所に施設等が併設又は同一敷地内にある場合において、人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、小規模多機能型居宅介護従業者は、施設等の職務に従事することができる。	運営基準第63条第6 項 基準についての第三 の四の2の(1)の② 予防運営基準第44 条第6項			
华	(9) 登録者に係る居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置いているか。 ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は事業所に併設 又は同一敷地内にある施設等の職務に従事することができる。	運営基準第63条第 10項 基準についての第三 の四の2の(1)の③ 予防運営基準第44 条第10項			
	(10) 介護支援専門員は、別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者であるか。	運営基準第63条第 11項 基準についての第三 の四の2の(1)の③ 予防運営基準第44 条第11項			
	2 管理者 (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ただし、事業所の管理上支障がない場合は、事業所の他の職務に従事し、又は事業所に併設する施設等の職務若しくは同一敷地内の施設等の職務若しくは介護予防・日常生活支援総合事業に従事することができる。	運営基準第64条第1 項 基準についての第三 の四の2の(2)の① 予防運営基準第45 条第1項			
	管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定 複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているか。ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県の研修の申し込みを行い、当該研修が確実に終了されることが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を終了していない場合であっても差し支えない。	運営基準第64条第3 項 基準についての第三 の四の2の(2)の② 予防運営基準第45 条第3項			
	3 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているか。	運営基準第65条 基準についての第三 の四の2の(3) 予防運営基準第46 条			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
三設備に関	1 登録定員及び利用定員 (1) 登録定員を29人以下としているか。	運営基準第66条第1 項 基準についての第三 の四の3の(1)の① 予防運営基準第47 条第1項			
関する基準	 (2) 通いサービスの利用定員は、登録定員の1/2から15人以下か。(登録定員が25人を超える事業所にあっては、次の数となっているか。) 登録定員 → 利用定員 26人又は27人 → 16人 28人 → 17人 29人 → 18人 宿泊サービスの利用定員は、通いサービスの利用定員の1/3から9人以下か。 	運営基準第66条第2 項 基準についての第三 の四の3の(1)の② 予防運営基準第47 条第2項			
	2 設備及び備品等 (1) 居間、食堂、台所、宿泊室、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	運営基準第67条第1 項 基準についての第三 の四の3の(2) 予防運営基準第48 条第1項			
	(2) 次に掲げる設備の基準を満たしているか。 ① 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。 ② 宿泊室 イ (1)の宿泊室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。 ロ (1)の宿泊室の床面積は、7.43㎡以上としなければならない。 ハ イ及び口を満たす宿泊室(以下「個室」という。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、おおむね7.43㎡に宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものでなければならない。 ニ プライバシーが確保された居間については、ハの個室以外の宿泊室の面積に含めることができる。	運営基準第67条第2 項 基準についての第三 の四の3の(2) 予防運営基準第48 条第2項			
	(3) 設備は、専ら当該指定小規模多機能型居宅介護の事業の用に供するものとなっているか。ただし、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。	運営基準第67条第3 項 基準についての第三 の四の3の(2)の④ 予防運営基準第48 条第3項			
	(4) 利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあるようにしているか。	運営基準第67条第4 項 基準についての第三 の四の3の(2)の⑤ 予防運営基準第48 条第4項			

項目		確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関す	1	内容及び手続の説明及び同意 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程に規定する重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用申込者の同意を得ているか。	運営基準第88条(第 3条の7準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(2)の①参 照) 予防運営基準第64 条(第11条準用)			
する基準	2	提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	運営基準第88条(第 3条の8準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(3)参照) 予防運営基準第64 条(第12条準用)			
	3	サービス提供困難時の対応 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	運営基準第88条(第 3条の9準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(4)参照) 予防運営基準第64 条(第13条準用)			
		受給資格等の確認) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護(支援)認定の有無及び要介護(支援)認定の有効期間を確かめているか。	運営基準第88条(第 3条の10第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(5)の①参 照) 予防運営基準第64 条(第14条第1項準 用)			
	(2))被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。	運営基準第88条(第 3条の10第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(5)の②参 照) 予防運営基準第64 条(第14条第2項準 用)			
		要介護(支援)認定の申請に係る援助) サービスの提供の開始に際し、要介護(支援)認定を受けていない利用申込者については、要介 護(支援)認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当 該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っている か。	運営基準第88条(第 3条の11第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(6)の①参 照) 予防運営基準第64 条(第15条第1項準 用)			
	(2)	認めるときは、要介護(支援)認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護(支	運営基準第88条(第 3条の11第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(6)の②参 照) 予防運営基準第64 条(第15条第2項準 用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	該	いいえ
四 運営に関	6 心身の状況等の把握 サービスの提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議〈テレビ電話装置等を活用して行うことができる。ただし、利用者などが参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	運営基準第68条 基準についての第三 の四の4の(1) 予防運営基準第49 条			
する基準	7 居宅サービス(介護予防サービス)事業者等との連携 (1) サービスを提供するに当たっては、居宅サービス(介護予防サービス)事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	運営基準第69条第1 項 基準についての第三 の四の4の(2) 予防運営基準第50 条第1項			
	(2) サービスを提供するに当たっては、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めているか。 (3) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当	運営基準第69条第2項 予防運営基準第50条第2項 運営基準第69条第3			
	該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	項 予防運営基準第50条第3項			
	8 身分を証する書類の携行 従業者のうち訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及 び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	運営基準第70条 基準についての第三 の四の4の(3) 予防運営基準第51 条			
	9 サービス提供の記録 (1) サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、サービス内容、地域密着型介護(予防)サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はサービス利用票等に記載しているか。	運営基準第88条(第 3条の18第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(12)の① 参照) 予防運営基準第64 条(第21条第1項準 用)			
	(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	運営基準第88条(第 3条の18第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(12)の② 参照) 予防運営基準第64 条(第21条第2項準 用)			
	10 利用料等の受領 (1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、サービスに係る地域密着型介護(予防)サービス費用基準額から事業者に支払われる地域密着型介護(予防)サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとしているか。	運営基準第71条第1項 基準についての第三 の四の4の(4)の①(第 三の一の4の(13)の ①参照) 予防運営基準第52 条第1項			
	(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用 料の額と、サービスに係る地域密着型介護(予防)サービス費用基準額との間に、不合理な差額 が生じないようにしているか。	運営基準第71条第2項 基準についての第三 の四の4の(4)の①(第 三の一の4の(13)の ②参照) 予防運営基準第52 条第2項			
		-			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	(3) (1)(2)の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けているか。 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 二 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額	運営基準第71条第3 項 基準についての第三 の四の4の(4)の② 予防運営基準第52 条第3項			
	(4) (3)の第三号及び第四号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとしているか。	運営基準第71条第4 項 厚告第419号 予防運営基準第52 条第4項			
	(5) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、 当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	運営基準第71条第5 項 基準についての第三 の四の4の(4)の①(第 三の一の4の(13)の ④参照) 予防運営基準第52 条第5項			
	11 保険給付の請求のための証明書の交付 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用 者に対して交付しているか。	運営基準第88条(第 3条の20準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(14)参照) 予防運営基準第64 条(第23条準用)			
	12 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 (1) サービスは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止(介護予防)に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	運営基準第72条第1 項 予防運営基準第65 条第1項			
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。	運営基準第72条第2 項 予防運営基準第65 条第2項 基準についての第四 の三の2の(1)			
	(3) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	予防運営基準第65 条第3項 基準についての第四 の三の2の(1)			
	(4) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないように配慮しているか。	予防運営基準第65 条第4項 基準についての第四 の三の2の(1)			
	(5) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他様々な方法により利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	予防運営基準第65 条第5項 基準についての第四 の三の2の(1)			

項目		確認事項	根拠法令等	はい	非該当	い
	13-	1 指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	運営基準第73条第 一号			
四運営に	(1)	サービスは、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行っているか。	ー号 基準についての第三 の四の4の(5)の①			
関 す る	(2)	サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとしているか。	運営基準第73条第 二号			
基準	(3)	サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っているか。	運営基準第73条第 三号			
	(4)	従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行っているか。	運営基準第73条第 四号 基準についての第三 の四の4の(5)の②			
	(5)		運営基準第73条第 五号 基準についての第三 の四の4の(5)の③ 予防運営基準53条 第1項			
	(6)	緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	運営基準第73条第 六号 基準についての第三 の四の4の(5)の③ 予防運営基準第53 条第2項			
	(7)	サービスは、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続くものとなっていないか。	運営基準第73条第 七号 基準についての第三 の四の4の(5)の④			
	(8)	登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス(1の利用者に対して、通いサービス、宿泊サービス及び訪問サービスを合わせて概ね週4回以上行っていることが目安となる)を提供しているか。	運営基準第73条第 八号 基準についての第三 の四の4の(5)の⑤			
	13-2	2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針				
	(1)	サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	予防運営基準第66 条第一号 基準についての第四 の三の2の(2)の①			
	(2)	介護支援専門員等は前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、予防基準第30条各号に揚げる具体的取扱方針及び予防基準31条各号に揚げる留意点に沿って、予防サービス等の利用に係る計画を作成しているか。	予防運営基準第66 条第二号 基準についての第四 の三の2の(2)の①			
	(3)	介護支援専門員等は利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護事業者と協議の上、目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画を作成するとともに、計画を基本としつつ利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。	予防運営基準第66 条第三号 基準についての第四 の三の2の(2)の①			
	(4)	介護支援専門員等は計画の作成に当たっては地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。	予防運営基準第66 条第四号 基準についての第四 の三の2の(2)の②			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運	(5) 介護支援専門員等は、計画の作成に当たってはその内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	予防運営基準第66 条第五号 基準についての第四 の三の2の(2)の③			
営に関す	(6) 介護支援専門員等は、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。	予防運営基準第66 条第六号 基準についての第四 の三の2の(2)の③			
る基準	(7) サービスの提供に当たっては利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置か れている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ ることにより、妥当適切に行われているか。	予防運営基準第66 条七号 基準についての第四 の三の2の(2)の④			
	(8) サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮しているか。	予防運営基準第66 条第八号 基準についての第四 の三の2の(2)			
	(9) サービスの提供に当たっては、計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	予防運営基準第66 条第九号 基準についての第四 の三の2の(2)の(3)			
	(10) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。	予防運営基準第66 条第十号 基準についての第四 の三の2の(2)の③			
	(11) サービスの提供に当たっては、通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。	予防運営基準第66 条第十一号 基準についての第四 の三の2の(2)の⑤			
	(12) 事業者は、登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。	予防運営基準第66 条第十二号 基準についての第四 の三の2の(2)の(6)			
	(13) 介護支援専門員等は計画に基づくサービスの提供の開始時から、計画に記載したサービスの 提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。	予防運営基準第66 条第十三号 基準についての第四 の三の2の(2)の⑦			
	(14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画を変更しているか。	予防運営基準第66 条第十四号 基準についての第四 の三の2の(2)の⑦			
	14 居宅サービス計画の作成 (1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を	運営基準第74条第1 項 基準についての第三 の四の4の(6)の(1)			
	担当させているか。 (2) 介護支援専門員は、(1)に規定する居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとしているか。	運営基準第74条第2 項 基準についての第三 の四の4の(6)の②			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関す	15 法定代理受領サービスに係る報告 毎月、市町村(法第42条の2第9項(法第54条の2第9項)において準用する法第41条第10項の規定により法第42条(第54条)の2第8項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会)に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	運営基準第75条 基準についての第三 の四の4の(7) 予防運営基準第54 条			
・る基準	16 利用者に対する居宅(指定予防予防)サービス計画等の書類の交付 登録者が他の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その 他登録者からの申出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅(指定介護予防)サー ビス等の利用に係る計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	運営基準第76条 基準についての第三 の四の4の(8) 予防運営基準第55 条			
	17 小規模多機能型居宅介護計画の作成 (1) 事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務 を担当させているか。	運営基準第77条第1 項 基準についての第三 の四の4の(9)の①			
	(2) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会が提供されること等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めているか。	運営基準第77条第2 項 基準についての第三 の四の4の(9)の②			
	(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の 小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体 的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基 本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス 及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。	運営基準第77条第3 項 基準についての第三 の四の4の(9)の③			
	(4) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利 用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得ているか。	運営基準第77条第4 項 基準についての第三 の四の4の(9)の③			
	(5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に 交付しているか。	運営基準第77条第5 項 基準についての第三 の四の4の(9)の③			
	(6) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に当該計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて当該計画の変更を行っているか。	運営基準第77条第6 項			

項目	確認事項	 根拠法令等 	はい	非該当	いいえ
四 運営に関す	18 介護等 (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、 適切な技術をもって行っているか。	運営基準第78条第1項 基準についての第三 の四の4の(10)の① 予防運営基準第67 条第1項 基準についての第四 の三の2の(3)の①			
する基準	小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	運営基準第78条第2 項 基準についての第三 の四の4の(10)の② 予防運営基準第67 条第2項 基準についての第四 の三の2の(3)の②			
	(3) 事業所における利用者の食事その他の家事等は、可能な限り、利用者と(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めているか。	運営基準第78条第3 項 基準についての第三 の四の4の(10)の③ 予防運営基準第67 条第3項 基準についての第四 の三の2の(3)の③			
	19 社会生活上の便宜の提供等 (1) 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援 に努めているか。	運営基準第79条第1項 項 基準についての第三 の四の4の(11)の① 予防運営基準第68 条第1項 基準についての第四 の三の2の(4)の①			
	(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者の同意を得て、代わって行っているか。	運営基準第79条第2項 項 基準についての第三 の四の4の(11)の② 予防運営基準第68 条第2項 基準についての第四 の三の2の(4)の②			
	(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう 努めているか。	運営基準第79条第3 項 基準についての第三 の四の4の(11)の③ 予防運営基準第68 条第3項 基準についての第四 の三の2の(4)の③			
	20 利用者に関する市町村への通知 指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ①正当な理由なしに指定小規模多機能型居宅介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	運営基準88条(第3 条の26準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(18)参照) 予防基準第64条(第 24条準用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営	21 緊急時等の対応 (介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	運営基準80条 基準についての第三 の四の4の(12) 予防運営基準第56 条			
に関する基準	22 管理者の責務 (1) 事業所の管理者は、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	運営基準第88条(第 28条第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(4)参 照) 予防運営基準第64 条(第26条第1項準 用)			
	(2) 事業所の管理者は、事業所の従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	運営基準第88条(第 28条第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(4)参 照) 予防運営基準第64 条(第26条第2項準 用)			
	23 運営規程 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定小規模多機能型居宅介護の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項(令和6年3月31日まで努力義務) ① その他運営に関する重要事項	運営基準第81条 基準についての第三 の四の4の(13) 基準についての第三 の一の4の(21)参照 予防運営基準第57 条			

項目		確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関		助務体制の確保等 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしているか。	運営基準第88条(第 30条第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(6)の ①参照) 予防運営基準第64 条(第28条第1項準 用)			
する基準	(2)	事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務(調理、洗濯等)については、この限りではない。	運営基準第88条(第30条第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(6)の ②参照) 予防運営基準第64 条(第28条第2項準 用)			
	(3)	しているか。(令和6年3月31日まで努力義務)	運営基準第88条(第30条第3項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(6)の ③参照 予防運営基準第64 条(第28条第3項準 用)			
	(4)	小規模多機能型居宅介護従業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより小規模多機能型居宅介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	運営基準第88条(第 30条第3項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の3の(6)の④参 照) 予防運営基準第64 条(第28条第4項準 用)			
		全員の遵守 登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていないか。 ただし、通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないものとする。なお、災害その他のやむを得ない事業がある場合は、この限りでない。	運営基準第82条第1 項 基準についての第三 の四の4の(14)の① 予防運営基準第58 条第1項			
	(2)		運営基準第82条第2 項 基準についての第三 の四の4の(14)の② 予防運営基準第58 条第2項			
			運営基準第88条(第 3条の30の2の第1項 準用) 基準についての第三 の四の4の(15) 予防運営基準第64 条(第28条の2の第1 項準用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関す	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は指定小規模多機能型居宅介護従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	運営基準第88条(第 3条の30の2の第2項 準用) 基準についての第三 の四の4の(15) 予防運営基準第64 条(第28条の2の第2 項準用)			
る基準	(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	運営基準第88条(第 3条の30の2の第3項 準用) 基準についての第三 の四の4の(15) 予防運営基準第64 条(第28条の3の第3 項準用)			
	27 非常災害対策 (1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	運営基準第82条の2 第1項 基準についての第三 の四の4の(16) 予防運営基準第58 条の2第1項			
	(2) (1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	運営基準第82条の2 第2項 基準についての第三 の四の4の(16) 予防運営基準第58 条の2第2項			
	28 衛生管理等 (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。	運営基準第88条(第 33条第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(17)(第三 の二の二の3の(9)の ①参照) 予防運営基準第64 条			
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるよう努めているか。(令和6年3月31日まで努力義務)	の四の4の(17)(第三の二の二の二の3の(9)の			
	①当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図っているか。	②参照) 予防運営基準第64 条(第31条第2項)			
	②当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため の指針を整備しているか。				
	③当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において当該小規模多機能型居宅介護従業者に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。				

項 目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に開	29 協力医療機関等 (1) 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めているか。	運営基準第83条第1 項 基準についての第三 の四の4の(18)の① 予防運営基準第59 条第1項			
関する基準	(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。	運営基準第83条第2 項 基準についての第三 の四の4の(18)の① 予防運営基準第59 条第2項			
	(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護 老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えているか。	運営基準第83条第3 項 基準についての第三 の四の4の(18)の② 予防運営基準第59 条第3項			
	30 掲示 (1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	運営基準第88条(第 3条の32の第1項準 用)基準についての第 三の四の4の(23)(第 一の4の(25)参照) 予防運営基準第64 条(第32条の第1項 準用)			
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の規定に変えることができる。	運営基準第88条(第 3条の32の第2項準 用) 予防運営基準第64 条(第32条の第2項 準用)			
	31 秘密保持等 (1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	運営基準第88条(第 3条の32第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(26)の① 参照) 予防運営基準第64 条(第33条第1項準 用)			
	(2) 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	運営基準第88条(第 3条の32第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(26)の② 参照) 予防運営基準第64 条(第33条第2項準 用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基	の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	運営基準第88条(第 3条の32第3項準用) 基準についての第三 の四の4の(26)(第三 の一の4の(25)の③ 参照) 予防運営基準第64 条(第33条第3項準 用)			
\		運営基準第88条(第 3条の34準用) 予防運営基準第64 条(第34条準用)			
	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	運営基準第88条(第 3条の35準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(27)参照) 予防運営基準第64 条(第35条準用)			
	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等苦情を処理するために講ずる措置の概要を明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等必要な措置を講じているか。	運営基準第88条(第 3条の36第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(28)の① 参照) 予防運営基準第64 条(第36条第1項準 用)			
	の内容等を記録し、2年間保存しているか。	運営基準第88条(第 3条の36第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(28)の② 参照) 予防運営基準第64 条(第36条第2項準 用)			
	は提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	運営基準第88条(第 3条の36第3項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(28)の③ 参照) 予防運営基準第64 条(第36条第3項準 用)			
		運営基準第88条(第 3条の36第4項準用) 予防運営基準第64 条(第36条第4項準 用)			
	条第1項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの同号の指導又は 助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	運営基準第88条(第 3条の36第5項準用) 予防運営基準第64 条(第36条第5項準 用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
小面 画		運営基準第88条(第 3条の36第6項準用) 予防運営基準第64 条(第36条第6項準 用)			
営に関する基準	35 調査への協力等 提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われている	運営基準第84条 基準についての第三 の四の4の(19) 予防運営基準第60 条			
	(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議(テレビ電話装置などを活用して行うことができるが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について同意を得ること。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を	運営基準第88条(第34条第1項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(9)の ①参照) 予防運営基準第64 条(第39条第1項準 用)			
	表しているか。また、運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しているか。	運営基準第88条(第34条第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(9)の ②参照) 予防運営基準第64 条(第39条第2項準 用)			
	域との交流を図っているか。	運営基準第88条(第 34条第3項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(9)の ③参照) 予防運営基準第64 条(第39条第3項準 用)			
	派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 ※「市町村が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれる。	運営基準第88条(第34条第4項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(9)の ④、第三の一の4の (29)の④参照) 予防運営基準第64 条(第39条第4項準 用)			
	は、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	運営基準第88条(第34条第5項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の二の二の3の(9)の ⑤、第三の一の4の (29)の⑤参照) 予防運営基準第64 条(第39条第5項準 用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四 運営に	37 居住機能を担う併設施設等への入居 可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利 用者が第63条第6項各号に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそ れらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めているか。	運営基準第86条 基準についての第三 の四の4の(20) 予防運営基準第62 条			
2関する基準	38 事故発生時の対応 (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	運営基準第88条(第 3条の38条準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(30)参照) 予防運営基準第64 条(第37条第1項準 用)			
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際し採った処置について記録しているか。	運営基準第88条(第 3条の38第2項準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(30)参照) 予防運営基準第64 条(第37条第2項準 用)			
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに 行っているか。	運営基準第88条(第3条の38第3項準用) 基準についての第三の四の4の(23)(第三の一の4の(30)の②参照) 予防運営基準第64条(第37条第3項準用)			
	(4) 事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(30)の③ 参照) 予防運営基準第64 条			
	39 虐待の防止(令和6年3月31日まで努力義務) (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ①当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ②当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における虐待防止のための指針を整備すること。 ③当該指定小規模多機能型居宅介護事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 ④前①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	運営基準第88条(第 3条の38の2準用) 基準についての第三 の四の4の(21)(第三 の一の4の(31)参照) 予防運営基準第64 条(第37条の2準用)			
	40 会計の区分 指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定小規模多機能型居宅介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	運営基準第88条(第 3条の39準用) 基準についての第三 の四の4の(23)(第三 の一の4の(32)参照) 予防運営基準第64 条(第38条準用)			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
四運営に関す	41 記録の整備 (1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	運営基準第87条第1 項 基準についての第三 の四の4の(22)(第三 の二の二の3の(13) 参照) 予防運営基準第63 条第1項			
する基準	(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間の保存しているか。 - 居宅サービス計画 二 小規模多機能型居宅介護計画 三 提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 五 市町村への通知に係る記録 六 苦情の内容等の記録 七 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 八 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等の記録	運営基準第87条第2項 基準についての第三 の四の4の(22)(第三 の二の二の3の(13) 参照) 予防運営基準第63 条第2項			
五介護給品	1 小規模多機能型居宅介護費の算定について ①登録者定員の超過又は人員基準欠如に該当する場合は、減算しているか。	厚告126号別表4の イの注1 留意事項についての 第2の5の(1) 厚告27号の七			
び取扱	②事業所と同一建物に居住する登録者について、所定単位数を算定しているか。 ※「同一建物」とは当該事業所と構造上又は外形上一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の1階部分に当該事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人と当該事業所の法人が異なる場合であっても該当する。	厚告126号別表4の イの注2 留意事項についての 第二の5の(1)			
(\)	2 短期利用居宅介護費について 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合、所定の単位数を算定しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること ・登録者数が登録定員未満であること ・指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用する必要性があると 認めた場合であり、指定小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合であること ・予め7日以内の利用期間を設定すること ・基準に定める従業員の員数を置いていること ・サービス提供が過少である場合の減算を適用されていないこと	厚告126号別表4の 口の注3 留意事項についての 第二の5の(2) 厚告95号の五十四			

項目		確認事項	根拠法令等	はい	非該当	い
五の護給付費の質	З	サービス提供が過少である場合の減算について 指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスの算定月における提供回数について、登録者(短期利用居宅介護費を算定するものを除く) 1人当たりの平均回数が、週4回に満たない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。	厚告126号別表4の 注4 留意事項についての 第二の5の(3)			
算定及び取扱い	4 (1)		厚告126号別表4の イの注7 留意事項についての 第二の5の(4)(第2の 2の(5)準用) 厚告120号			
	(2)	措置法に規定する過疎地域その他地域のうち厚生労働大臣が別に定めるもの。 厚生労働省大臣が定める地域に所在する小規模多機能型居宅介護事業所又はその一部として使用される事務所の従業者が当該サービスを行った場合は、1月につき、短期利用居宅介護	の第二の5の(5)(第 2の2の(6)④準用)) 厚告83号			
	(3)	小規模多機能型居宅介護費については、指定小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働省大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合は、小規模多機能型居宅介護費については1月につき、所定単位数の100分の5に相当する所定単位数を加算しているか。	厚告126号別表4 のイの注8 留意事項について の第二の5の(6)(第 2の2の(7)準用)) 厚告83号			
	5	初期加算 小規模多機能型居宅介護費については、指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間について、初期加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。30日を超える病院又は診療所への入院の後に指定小規模多機能型居宅介護の利用を再び開始した場合も同様とする。	厚告126号別表4の ハの注			

項目		確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五 介護給付費の算定及び取扱	6	認知症加算 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める登録者に対して指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める登録者】 イ 認知症加算(Ⅰ) 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者 (日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する者) □ 認知症加算(Ⅱ) 要介護状態区分が要介護2である者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者 (日常生活自立度のランクⅡに該当する者)	厚告126号別表4の 二の注 留意事項についての 第二の5の(7) 厚告94号の三十八			
ί\	7	認知症行動・心理傷城緊急対応加算 短期利用介護費については、医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定小規模多機能型居宅介護を利用することが適当であると判断したものに対し、サービスを行った場合は、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき200単位を所定単位数に加算しているか。	厚告126号別表4の ホの注 留意事項についての 第二の5の(8) 厚告95号の十八			
	8	若年性認知症利用者受入加算 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対してサービス提供を行った場合は、1月につき800単位を所定単位数を加算しているか。 ただし、認知症加算を算定している場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 受け入れた若年性認知症利用者(初老期における認知症によって要介護者となった者)ごとに個別の担当者を定めていること。	厚告126号別表4のへの注 留意事項についての 第二の5の(9)(第三 の2の(14)準用) 厚告95号の十八			
	9	不規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所については、当該施設基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 イ 看護職員配置加算(I) 900単位 (1)専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の看護師を1名以上配置していること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 □ 看護職員配置加算(II) 700単位 (1)専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を1名以上配置していること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。 ハ 看護職員配置加算(II) 480単位 (1)看護職員を常勤換算方法で1名以上配置していること。 (2)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	厚告126号別表4のトの注 厚告96号の二十九			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五 介護給付費の算定及び取扱い	10 看取り連携体制加算 厚生労働省大臣が定める施設基準に適合しているものとして市町村長に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合、死亡日及び死亡日以前30日以下について1日につき64単位を死亡月に加算しているか。 ただし、看護職員配置加算(I)を算定していない場合は、算定しない。 【厚生労働大臣が定める施設基準】 ・看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。 ・看取り期の対応方針を定め、利用開始の際に、登録者又はその家族等に対して、当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。 【厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者】次のいずれにも適合する利用者 ・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。 ・看取り期の対応方針に基づき、登録者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等登録者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者であること。	厚告126号別表4の チの注 留意事項についての 第二の5の(10) 厚告94号の三十九 厚告96号の三十			
	11 訪問体制強化加算 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た事業所が、登録者の居宅における生活を継続するためのサービス提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること ・訪問サービスの提供に当たる常勤の従業者を2名以上配置すること。 ・1月当たりの延べ訪問回数が200回以上であること。 ただし、同一建物の集合住宅等(養護老人ホーム等)へのサービス提供がある場合、小規模多機能型居宅介護費を算定している登録者が全登録者の100分の50以上であり、小規模多機能型居宅介護費を算定する登録者への延べ訪問回数が1月当たり200回以上であること。	厚告126号別表4のリの注 図意事項についての 第二の5の(11) 厚告95号の五十五			
	12 総合マネジメント体制強化加算 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長へ届け出た事業所が、サービスの質を継続的に管理した場合、1月につき1000単位を所定単位数を加算しているか。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること ・利用者の心身の状況又はその家族等の環境変化に応じて、随時、多職種で連携し小規模多機能型居宅介護計画の見直しを行っていること。 ・利用者の地域の活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域行事等に積極的に参加していること。	厚告126号別表4の ヌの注 留意事項についての 第二の5の(12) 厚告95号の五十六			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	計	いいえ
五の護給付費の算定及び取扱い	(1)生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(I) 100単位 介護支援専門員が指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は リハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴 覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成し、 当該計画に基づくサービス提供を行ったときは、初回のサービス提供が行われた日の属する月 に、所定単位数を加算しているか。 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、サービスの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該計画に基づくサービス提供を行ったときは、初回のサービス提供が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算しているか。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。	厚告126号別表4の ルの注1,2 留意事項についての 第二の5の(14)(第二 の2の(14)準用)			
	14 ロ腔・栄養スクリーニング加算 小規模多機能型居宅介護費については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する小規模 多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔状態 のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合に、1回につき20単位を所定単位 数を加算しているか。 ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定して いる場合にあっては算定しない。 【厚生労働大臣が定める基準】 次のいずれにも適合すること。 (1)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利 用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれの ある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門 員に提供していること。 (2)利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の 栄養上体に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。 (3)定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。	厚告126号別表4の ヲの注 留意事項についての 第二の5の(13)(第三 の2の(17)の①及び ③準用) 厚告95号の四十二 の六			

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五の護給付費の算定及び	15 科学的介護推進体制加算 小規模多機能型居宅介護費については、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして 市町村に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対しサービスを行った 場合は、1月につき40単位を加算しているか。 ①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他利用者の心身の状況等に 係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。 ②必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、① に規定する情報その他指定小規模多機能型居宅介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。	厚告126号別表4の ワの注 留意事項についての 第二の5の(15)(第三 の2の(19)準用)			
5取扱い	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、小規模多機能型居宅介護費については1月につき、短期利用居宅介護費については1日につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 ①小規模多機能型居宅介護費を算定している場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 750単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 350単位 ②短期利用居宅介護費を算定している場合 (一)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 25単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 25単位 (二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 21単位 (三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 12単位	厚告126号別表4の カの注 留意事項についての 第二の5の(16)(第二 の2の(16)の①, ②及 び④から⑦まで並び に4の(18)の②準用) 厚告95号の五十七			
	(1)サービス提供体制強化加算(I) ※次のいずれにも適合すること (1)指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。 (2)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 (3)次のいずれかに適合すること (一)事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。 (ニ)事業所の従業者(看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。 (4)定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五の護給付費の算定及び	(2)サービス提供体制強化加算(II) ※次のいずれにも適合すること (1)事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。 (2)指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。 (3)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 (4)定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。	厚告126号別表4の カの注 留意事項についての 第二の5の(16)(第二 の2の(16)の①, ②及 び④から⑦まで並び に4の(18)の②準用) 厚告95号の五十七			
)取扱い	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※次のいずれにも適合すること (1)次のいずれかに適合すること (一)事業所の従業者(看護師又は准看護師であるものを除く。)の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。 (二)当該事業所の従事者の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の60以上であること。 (三)従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。 (2)指定小規模多機能型居宅介護事業所の全ての従業者に対し、従業者ごとに研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。 (3)利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催していること。 (4)定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。				
	17 介護職員処遇改善加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間((4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1)介護職員処遇改善加算(II) 算定した単位数の1000分の102に相当する単位数(2)介護職員処遇改善加算(II) 算定した単位数の1000分の74に相当する単位数(3)介護職員処遇改善加算(IV) (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数(5)介護職員処遇改善加算(V) (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数(5)介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業所であって、改正後の介護職員処遇改善加算に係る届け出を行っている事業のできる。	厚告126号別表4の ヨの注 留意事項についての 第二の5の(17)(第二 の2の(17)準用) 厚告95号の五十八			

項目	確認事項	根拠法令等	せら	非該当	いいえ
介護給は	イ介護職員処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改善加算の 算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じているこ	厚告126号別表4の ヨの注 留意事項についての 第二の5の(17)(第二 の2の(17)準用) 厚告95号の五十八			
費の算定及び	と。 (2)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、区市町村長に届け出ていること。 (3)介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について区市町村長に届け出ること。 (4)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を区市町村長に報告すること。 (5)算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。				
	こと。 (6)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。 (7)次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (一)介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 (二)(一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (三)介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (四)(三)について、全ての介護職員に周知していること。 (五)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。 (六)(五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (3)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込み額を全ての職員に周知していること。				
	ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。				
	ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。 (2)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 (一)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。 b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。 (二)次に掲げる要件の全てに適合すること。 a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。 b aについて、全ての介護職員に周知していること。 (3) 平成20年10月からイ(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。				
	二 介護職員処遇改善加算(IV) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつハ(2)又は(3)に掲げる基準のいずれかに適合				
	すること。				
	ホ 介護職員処遇改善加算(V) イ(1)から(6)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五の護給付費の算定		厚告126号別表4の タの注 留意事項についての 第二の5の(18)(第二 の2の(18)準用) 厚告95号の五十八 の二			
足及び取扱い	※別に厚生労働大臣が定める基準 イ 介護職員等特定処遇改善加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を譲じていること。 (一)経験: 技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が月額8万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることをの他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。 (二)指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員(経験・技能のある介護職員を除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の質金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の野金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の野金改善に要する費用の見込額の平均質金額を上回らない場合はその限りでないこと。 (2)当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の歌員の処遇改善に関ける計画、当該計画による賃金改善が定除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について区市町村長に届け出ること。 (4)当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の拠遇改善に関する実績を区市町村長に報けるの書に関するとの書で、アンは、経営の悪化出しること。 (5)(介護予防)小規模多機能型居宅介護費におけるケービス提供体制加算(I)から(II)かのいずれかを届け出ていること。 (5)(介護予防)小規模多機能型居宅介護費におけるケービス提供体制加算(I)から(II)から(II)から(II)までのいずれかを算定していること。 (5)(介護予防)小規模多機能型居宅介護費における介護職員処遇改善加算(I)から(II)までのいずれかを算定していること。 (7)(2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び当該職員の処遇改善に要する費用の見積もり額を全ての職員に周知していること。 (8)(7)の処遇改善の内容等について、インターネッかの利用その他の適切な方法により公表していること。 (8)(7)の処遇改善の内容等について、インターネッかの利用その他の適切な方法により公表していること。	厚告126号別表4の タの注 留意事項についての 第二の5の(18)(第二 の2の(18)準用) 厚告95号の五十八 の二			
	ロ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。				

項目	確認事項	根拠法令等	はい	非該当	いいえ
五の護給付費の算定及び取扱い	19 足立区独自報酬加算 ①認知症高齢者の支援に関する加算 被保険者は、介護認定審査会における主治医意見書等により、認知症日常生活自立度 I 及び II (厚生労働省が定める認知症加算対象者を除く)と判定された認知症高齢者であるか。また規定された要件を備えられなくなったときは、当該事象が生じてから10日以内に、独自報酬加算取下げ届出書を区長に届け出ているか。	足立区介護保険 サービスにかかる足 立区独自報酬設定 要綱別表1の1			
	②専門性の高い人材の確保に関する加算 事業所において、認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置し、加算の届出をする際に 認知症介護実践リーダー研修修了証の写しを添付しているか。 また規定された要件を備えられなくなったときは、当該事象が生じてから10日以内に、独自報酬加 算取下げ届出書を区長に届け出ているか。	足立区介護保険 サービスにかかる足 立区独自報酬設定 要綱別表1の2			